

東大阪市内の学校へ転出する場合

- ① 転居後14日以内に、市役所市民課(2階2番窓口)または各行政サービスセンターで住民異動の手続きをします。
手続き後、下記の2種類の書類を受け取ります。

- ◆「転退学通知書」 → 西堤小学校へ
- ◆「転入学通知書」 → 転出先小学校へ

- ② 西堤小学校で転出の手続きをします。

- ①の「転退学通知書」を提出してください。
学校から「在学証明書」と「転学児童教科用図書給与証明書」を発行します。

※給食費等の諸費用の精算を行いますので、念のため、ゆうちょ銀行の振替口座は解約されませんようお願いします。

- ③ 転出先小学校で転入の手続きをします。

下記の3つの書類を転出先小学校へ提出してください。

- ◆「転入学通知書」
- ◆「在学証明書」
- ◆「転学児童教科用図書給与証明書」

*転居が決まりましたら、できるだけ早く西堤小学校までお知らせください。